

## 船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の2第1項に規定する船橋市内に設置する幼保連携型認定こども園の設置を促進する施設整備（創設、大規模修繕等、増築、増改築及び改築をいう。以下同じ。）に関する事業（以下「補助対象事業」という。）を学校法人及び社会福祉法人が実施するために必要な経費のうち、船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金（以下「補助金」という。）の補助の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 補助対象事業は、学校法人及び社会福祉法人が設置する認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び学校としての教育を実施する部分に対する施設整備とする。

(補助の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、学校法人又は社会福祉法人とし、補助の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 交付申請を行う時点で、原則として、対象施設が幼稚園、幼保連携型認定こども園、又は、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- (2) 対象施設及び設備が船橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年船橋市条例第35号）及び市長が別に定める基準に適合するものであること。

(保育所部分の対象経費)

第4条 認定こども園のうち、児童福祉施設としての保育を実施する部分の施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に規定する費用を補助の対象とする。ただし、別の補助金等（保育所整備促進事業補助金を除く。）又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除くものとする。（次条において同じ。）

- (1) 保育所等整備交付金の交付を受けて市が補助する事業（大規模修繕等を除く）  
保育所等整備交付金の交付について（平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号）別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）別表1-1の第4欄に掲げる経費
- (2) 保育所等整備交付金の交付を受けて市が補助する事業（大規模修繕等）  
国交付要綱別表1-2の第4欄に掲げる経費
- (3) 千葉県安心こども基金事業費補助金の交付を受けて市が補助する事業  
千葉県安心こども基金事業費補助金交付要綱（平成21年7月9日児大986号。

以下「県補助金交付要綱」という。)別表1の1(1)①補助対象経費欄に掲げる経費のうち、安心こども基金管理運営要領(平成21年3月5日20文科初第1279号、雇児発第030500号)別添1の4に掲げる経費

(幼稚園部分の対象経費)

第5条 認定こども園のうち、学校としての教育を実施する部分の施設整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に規定する費用を補助の対象とする。

(1) 創設、増築、増改築及び改築に係る事業

千葉県認定こども園施設整備交付金事業費補助金交付要綱(平成27年7月28日児第1352号。以下「県交付金交付要綱」という。)別表2の1(1)対象経費欄に掲げる経費

(2) 大規模修繕等に係る事業

県交付金交付要綱別表2の1(2)対象経費欄に掲げる経費

(対象外経費)

第6条 第4条及び第5条の規定にかかわらず、施設整備に要する費用のうち次に掲げる費用については補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎に要する費用

(3) その他認定こども園の整備として市長が不相当と認める費用

(保育所部分の補助金の額)

第7条 認定こども園のうち、児童福祉施設としての保育を実施する部分の施設整備に係る補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる事業の区分ごとに、当該各号に定める方法により算出した額とする。

(1) 保育所等整備交付金の交付を受けて市が補助する事業(国交付要綱8(1)アに該当する事業に限る。)に係る補助金の額は、次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、各区分における算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。(以下本条各号において同じ。)

ア 国負担分 国交付要綱8(1)アに基づき算出した交付額と国が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

イ 市負担分 国交付要綱8(1)アに基づき算出した交付額に $1/8$ を乗じて得た額

(2) 保育所等整備交付金の交付を受けて市が補助する事業(前号に掲げる事業を除く。)に係る補助金の額は、次のア及びイにより算出された額の合計額とする。

ア 国負担分 国交付要綱8(1)イに基づき算出した交付額と国が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

イ 市負担分 国交付要綱8(1)イに基づき算出した交付額に $1/2$ を乗じて得た

額

(3) 千葉県安心こども基金事業費補助金の交付を受けて市が補助する事業に係る補助金の額は、次のア及びイにより算出された額の合計額とする。

ア 県負担分 県補助金交付要綱第3条に基づき算出した県の補助額と県が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

イ 市負担分 県補助金交付要綱第3条に基づき算出した市の補助額

(幼稚園部分の補助金の額)

第8条 認定こども園のうち、学校としての教育を実施する部分の施設整備に係る補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号の規定により算出した額の合計額とする。ただし、各号における算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 県負担分 県交付金交付要綱別表2の1及び2に基づき算出した県の補助額と県が交付を決定した額のいずれか低いほうの額

(2) 市負担分 県交付金交付要綱別表2の1及び2に基づき算出した市の補助額

(保育所部分の補助金交付の条件)

第9条 保育所部分の補助金交付の決定は、保育所等整備交付金の交付を受けて市が補助する事業については、国交付要綱11(5)、千葉県安心こども基金事業費補助金の交付を受けて市が補助する事業については、県補助金要綱第5条に規定する条件を付すものとする。

(幼稚園部分の補助金交付の条件)

第10条 幼稚園部分の補助金交付の決定は、県交付金交付要綱第5条第14号に規定する条件を付すものとする。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする学校法人及び社会福祉法人の代表者は、船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(変更の承認申請等)

第13条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後に補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金変更交付申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金変更交付可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（中止・廃止の承認申請等）

第14条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を船橋市幼保連携型認定こども園施設整備費補助金変更（中止・廃止）可否決定通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（状況報告）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の遂行について市長から要求があったときは速やかに船橋市幼保連携型認定こども園施設整備費補助金事業工事着工報告書（第7号様式）及び船橋市幼保連携型認定こども園施設整備費補助金事業工事進捗報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長が必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

（遅延報告）

第16条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は完了することが困難と見込まれる場合には、速やかに船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金事業遅延報告書（第9号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金実績報告書（第10号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、市長の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

3 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前条第1項による実績報告後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命

ずるものとする。

(額の確定等)

第19条 市長は、第17条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金確定通知書(第12号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付の時期等)

第20条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金交付請求書(第13号様式)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 市長は、第9条若しくは第10条に掲げる条件に違反した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には第12条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者がこの要綱又は要綱に基づく市の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 補助事業者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(5) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(6) 正当な理由がなく施設を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの期間に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

4 補助事業者は、第2項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。